

証券コード 3486
2022年3月10日

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
株式会社グローバル・リンク・マネジメント
代表取締役社長 金 大 仲

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

株主総会は株主様と会社との大切な対話の機会であり、本来であれば多くの株主様にご出席を賜りたく存じますが、**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただきたく、お願い申しあげます。**

なお、株主様からは、事前に質問を受け付けたうえで、皆様のご関心が高い事項につきましては、後日、当社ウェブサイトにて取り上げさせていただく予定です。

また、議決権行使につきましては、当日のご出席に代えて書面またはインターネットにより議決権行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月28日（月曜日）午後6時までに、同封の議決権行使書用紙またはインターネットにより事前にご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具
記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
渋谷マークシティウエスト21階（当社本社）

3. 目的事項

- 報告事項
- 1.第17期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
 - 2.会計監査人及び監査等委員会の第17期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額改定の件
第6号議案 退任取締役に対する弔慰金贈呈の件

**4. 議決権行使
についての
ご案内**

3頁から4頁までに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

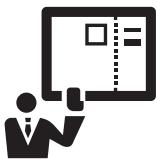
**5. インターネット開示に
関する事項**

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.global-link-m.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

以上

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.global-link-m.com/>) に掲載させていただきます。

事前質問の受付につきましては、同封の別紙をご参照ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月28日(月曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月28日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書	株主番号	○○○○○○○○	議決権の数	XX 個
○○○○	御中			
××××年 ×月××日				
1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ (「切取様」)				
スマートフォン用 議決権行使 ウェブサイト ワイブインQRコード				

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

▶ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5、6号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

第2、3号議案

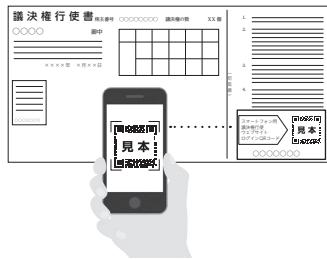
- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に〇印
 - 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に〇印
 - 一部の候補者を
反対する場合 ➡ 「賛」の欄に〇印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

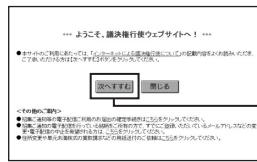
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から)
2021年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

全般的な事業の状況

当社は、2021年1月1日に連結子会社である株式会社グローバル・リンク・パートナーズを吸収合併したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度より連結計算書類を作成しておりません。このため、前期比率は前期個別計算書類の業績と比較して算定しております。

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、ワクチン接種の進展、緊急事態宣言の解除といった明るい兆しが見え、国内景気持ち直しの動きが見られました。しかしながら年末以降、新たな変異株も拡がりを見せ始めており、依然予断を許さない状況となっております。

首都圏投資用マンション市場においては、2021年上期(1～6月)の供給戸数は前年同期比4.8%増となっております。価格面では同期間の平均価格は3,125万円となり、前年同期の平均価格3,172万円より若干下落する結果となりました(株式会社不動産経済研究所調べ)。以上の結果を総括しますと、若干の下落は見られるものの、高水準の販売価格は保たれたうえで供給戸数が増加する結果となっており、依然首都圏投資用マンション市場は活況を呈しているということができます。

このような経済状況のもとで、当社は、レジデンス(マンション)商品の開発・販売を中心として事業展開をしてまいりました。当事業年度においては、1棟バルク販売が順調に進捗しました。仕入活動の面においては、オフバランス開発を積極的に活用することで販管費の増加の抑制に努めました。また、2021年1月1日に当社の完全子会社である株式会社グローバル・リンク・パートナーズを吸収合併したことにより、同社から受け入れた純資産と当社が所有する同社株式の帳簿価額との差額442,350千円を抱合せ株式消滅差益として特別利益に計上しました。

この結果、当事業年度は、売上高30,675,279千円(前期比26.2%増)、営業利益1,677,469千円(同45.4%増)、経常利益1,487,930千円(同82.3%増)、当期純利益1,423,767千円(同155.0%増)となりました。

事業別概況

事業セグメントごとの業績(売上高は外部顧客への売上高)は次のとおりであります。

(不動産ソリューション事業)

当事業年度は、1棟バルク販売を中心として販売活動を推進しました。1棟バルク販売については16棟実施しており、新築物件や中古物件を195戸区分販売しました。また、商業施設を1棟販売しました。

この結果、当事業年度の当セグメントの売上高は28,093,542千円、セグメント利益は1,505,320千円となりました。

(プロパティマネジメント事業)

当事業年度末は、管理戸数2,464戸となりました。

この結果、当事業年度の当セグメントの売上高は2,581,737千円、セグメント利益は210,643千円となりました。

事業別売上高

事 業 区 分	第17期 (2021年12月期)		
	金額	構成比	
不動産ソリューション事業	28,093,542千円	91.6%	
プロパティマネジメント事業	2,581,737	8.4	
合 計	30,675,279	100.0	

- ② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
資金調達につきましては、金融機関等から次のとおり借入を行っております。
借入額 13,298,689千円（2021年12月31日現在）
- (注) 上記の借入額は社債を含んでおります。
- ④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当社は2021年1月1日付で当社の完全子会社である株式会社グローバル・リンク・パートナーズを吸収合併いたしました。

(2) 財産及び損益の状況
当社の財産及び損益の状況

区分	第14期 (2018年12月期)	第15期 (2019年12月期)	第16期 (2020年12月期)	第17期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高(千円)	20,320,560	22,671,445	24,313,146	30,675,279
当期純利益(千円)	659,869	753,573	558,405	1,423,767
1株当たり当期純利益(円)	88.92	99.74	73.41	182.11
総資産(千円)	11,208,138	15,526,793	18,232,384	21,767,202
純資産(千円)	2,879,223	3,540,841	4,038,214	5,235,725
1株当たり純資産額(円)	381.51	468.08	522.06	660.85

- (注) 1. 当社は、2018年6月9日付で普通株1株につき2株の割合、並びに2018年10月19日付で普通株式1株につき2株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第14期の期首に行われたものと仮定して算定しております。
2. 前事業年度までは企業集団の財産及び損益の状況を記載しておりましたが、2021年1月1日付で当社の連結子会社である株式会社グローバル・リンク・パートナーズを吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなったため、単体での財産及び損益の状況で記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

なお、当社は、2021年1月1日付で連結子会社である株式会社グローバル・リンク・パートナーズを吸収合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社では、持続的な成長へ向けて、以下の経営課題に取り組んでまいります。

① 仕入ルートの拡充

当社の主要な事業基盤である東京23区内での事業用地や仕入物件の確保は、地価の上昇に加え、他社との競合もあり、厳しさを増すものと想定されております。当社では、開発用地の継続的、安定的な確保を実現するために、新たな仕入チャネルを増やしてまいります。

② 新規事業の展開

当社では、中長期での安定的な収益基盤の確立及び成長加速を目指しております。そのためには現在主力としているレジデンス以外にも中長期的には商品ラインナップを拡充する必要があると認識しており、今後ロジスティクス(物流施設)を手掛けていく予定であります。また、中長期的な成長のためには新規事業に進出する必要性を認識しており、将来に向けた研究・調査を行ってまいります。

③ 優秀な人材の確保と育成

当社では、お客様の信頼を獲得できる人材を確保・育成することが企業価値の源泉であると認識しております。こうした人材の採用と育成を重要な経営課題の一つとして捉え、適時適切な採用活動により優秀な人材の確保を進めるとともに、社員の教育研修制度・資格取得支援制度を充実させ、各部門での育成計画及びMBO(目標管理制度)により人材の育成に努めてまいります。

④ 財務体質の強化

当社の不動産ソリューション事業における販売用不動産の購入資金は、主に金融機関からの借入により賄っております。今後の事業拡大を目指すためにも、金融機関との良好な関係を維持するとともに、資金調達手段の多様化に取り組んでまいります。また、販売用不動産の早期売却を図り、運転資金の確保や財務基盤の拡充を図ってまいります。

⑤ コンプライアンスへの取り組みとコーポレート・ガバナンスの強化

当社では、持続的成長を可能とする基盤の確立に向けて、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。当社では、コンプライアンス教育に積極的に取り組み、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めてまいります。

⑥ サステナビリティの推進

当社では、「不動産を通じて豊かな社会を実現する」という企業理念を掲げております。不動産には、人々や企業の「資産」及び活動を支える「社会基盤」としての役割があります。当社は、世界中の人々の幸せにLinkすることを使命と考え、地球環境や社会・経済課題に取り組み、不動産の新たな可能性を追求します。このような理念の下、環境配慮物件の開発やレジデンス・ロジスティクスといったインフラ構築を通して、首都圏No.1のサステナブルな不動産業者を目指してまいります。また、プライム市場で求められるESG情報開示も段階的に進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業	事業内容
不動産ソリューション事業	マンションの開発、マンション新築完成物件・中古物件仕入及び開発・仕入をしたマンションの販売
プロパティマネジメント事業	マンションのプロパティマネジメント業務の受託

(6) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
119(4)名	18名増(-)	33.5歳	5.1年

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数を記載しており、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工など）は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
 2. 当社は非連結決算に移行しており、前事業年度末比増減は、前事業年度単体の従業員と比較しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社きらぼし銀行	1,452,883千円
東京シティ信用金庫	1,226,000
株式会社東日本銀行	1,209,000
株式会社山梨中央銀行	975,000
株式会社徳島大正銀行	768,600

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況及び会社役員の状況等

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 25,600,000株

② 発行済株式の総数 7,922,752株

(注) 譲渡制限付株式報酬としての新株の発行及び新株予約権の権利行使に伴う新株の発行により、
発行済株式の総数は187,612株増加しております。

③ 株主数 12,345名 (前期末比2,132名増加)

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社G 2 A	2,651,500株	33.46%
金 大仲	1,777,100	22.43
富永 康将	321,300	4.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	233,100	2.94
鈴木 東洋	100,200	1.26
富田 直樹	98,800	1.24
中山 満則	90,800	1.14
株式会社谷口工務店	54,000	0.68
山森 正雄	50,000	0.63
栗山 仁太	23,800	0.30

(注) 自己株式は所有しておりません。

⑤ 事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役	25,500株	5名

(注) 当社の株式報酬等の内容につきましては、事業報告「(3) 会社役員の状況 ⑥ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		2016年8月10日
新株予約権の数		10個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注)1		普通株式160株 (新株予約権1個につき 16株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込 は要しない
新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額 (注)1		新株予約権1個当たり 2,140円 (1株当たり134円)
権利行使期間		2018年8月23日から 2026年8月10日まで
付与対象者の区分及び人数		監査等委員である取締役1名
行使の条件		(注)2
役員の保有状況	取締役 (監査等委員である 取締役を除く)	新株予約権の数 —個 目的となる株式数 —株 保有者数 —名
	監査等委員である 取締役	新株予約権の数 2個 目的となる株式数 32株 保有者数 1名

- (注) 1. 当社は、2016年8月26日付で普通株式1株につき100株の割合、2017年10月5日付で普通株式1株につき4株の割合、2018年6月9日付で普通株式1株につき2株の割合、並びに2018年10月19日付で普通株式1株につき2株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。上記新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、株式分割後の数値を記載しております。
2. 行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金 大 仲	(株)G2A 代表取締役
取締役	富 永 康 将	
取締役	鈴 木 東 洋	(株)G&G Community 代表取締役
取締役	富 田 直 樹	海外事業本部長
取締役（監査等委員・常勤）	賀 茂 淳 一	
取締役（監査等委員）	琴 基 浩	琴税理士事務所 所長 (株)グローバルビジネスコンサルタント 代表取締役
取締役（監査等委員）	中 西 和 幸	田辺総合法律事務所パートナー

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
中山 満 則	2021年7月29日	逝去	取締役

(3) 事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
富永康将	専務取締役	取締役	2021年3月26日
鈴木東洋	取締役	取締役 (株)G&G Community 代表取締役	2021年2月1日

- (注) 1. 取締役（監査等委員・常勤）賀茂淳一氏、取締役（監査等委員）琴基浩氏、取締役（監査等委員）中西和幸氏は、社外取締役であります。なお、コーポレートガバナンスの強化、監査機能の強化のため、取締役（監査等委員）賀茂淳一氏を常勤の取締役（監査等委員）に選定しております。
2. 取締役（監査等委員）琴基浩氏は、税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）中西和幸氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しております。
4. 2022年1月1日付で、海外事業本部を廃止し、アセットマネジメント事業本部直下に移管したことにより、取締役富田直樹氏は海外事業本部長の担当から外れております。
5. 当社は、社外取締役賀茂淳一氏、琴基浩氏、中西和幸氏の3名を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役賀茂淳一氏、琴基浩氏、中西和幸氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会計監査人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されることとなります。

⑥ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

i. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会の同意を得ております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合しているものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要は次のとおりです

a. 取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬及び非金銭報酬等を除く）に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）における、個人別固定報酬の額につきましては、役位、職責、在籍年数等に応じて、他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案し、取締役会の決議により決定します。

なお、当社の取締役の報酬限度額は、2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会において、年額300百万円以内（この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

当社の取締役における、業績連動報酬（賞与）につきましては、2020年2月21日開催の取締役会決議により、新たに導入することとしました。2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会決議に基づき、固定報酬と合計して年額300百万円以内の範囲で支給することとしております。その指標は、中期経営計画の数値目標の1つとして掲げている経常利益とし、各事業年度における業績目標に対する達成度に応じ、上記取締役会にて決議した計算式をもとに賞与原資を算出の上、各対象取締役へ均等に支給します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社では、2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、上記の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内と決議しております。

なお、譲渡制限付株式の割当については下記のとおりであります。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は、株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を、当該分割比率又は併合比率に応じて合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(i) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)。

(ii) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来

する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(i)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(iii)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(iii)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(iv)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認され、当該対象取締役が、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

d. 報酬等の割合に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、上記のとおり固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬により構成しており、業績目標達成時における固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の比率は、業績目標の達成度合い等を踏まえて決定する。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

- ・固定報酬 定時株主総会後の取締役会で決議の上、4月より月例で支給。
- ・業績連動報酬 前年度の実績に基づき、取締役会で決議の上、4月に支給。
- ・非金銭報酬 4月の取締役会にて譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことについて決議し、5月に割当を実施。

□. 監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年5月23日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。本書提出日現在において、当該限度額に基づく報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名あります。監査等委員である取締役個々の固定報酬額は、当社の業務に関与する時間と職責を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ハ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績運動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	159,516 (-)	135,837 (-)	- (-)	23,678 (-)	5名 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	24,000 (24,000)	24,000 (24,000)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	183,516 (24,000)	159,837 (24,000)	- (-)	23,678 (-)	8 (3)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2020年3月25日開催の第15回定時株主総会において、年額300百万円以内(この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、5名です。
3. 上記の取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額とは別枠として、2020年3月25日開催の第15回定時株主総会において、業務執行取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内として設定する旨決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、5名です。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年5月23日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
5. 上記の報酬等の額には、当事業年度における取締役5名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額23,678千円が含まれております。
6. 上記の報酬等の額には、2021年7月29日に逝去により退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

⑦ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・監査等委員である取締役賀茂淳一氏は、中小企業診断士であります。
 - ・監査等委員である取締役琴基浩氏は、税理士であり、琴税理士事務所の所長、株式会社グローバルビジネスコンサルタントの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査等委員である取締役中西和幸氏は、弁護士であり、田辺総合法律事務所のパートナーであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

四. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び期待される役割に関して 行った業務の概要
監査等委員である取締役	賀 茂 淳 一	<p>当事業年度に開催された取締役会19回、及び監査等委員会13回全てに出席しました。</p> <p>常勤の監査等委員として、取締役会、監査等委員会及び社内重要会議体に出席し、中小企業診断士としての専門的見地から、積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2021年12月20日に新設した、任意の指名報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査等委員である取締役	琴 基 浩	<p>当事業年度に開催された取締役会19回、及び監査等委員会13回全てに出席しました。</p> <p>取締役会及び監査等委員会では、税理士としての専門的見地から、積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2021年12月20日に新設した、任意の指名報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査等委員である取締役	中 西 和 幸	<p>当事業年度に開催された取締役会19回、及び監査等委員会13回全てに出席しました。</p> <p>取締役会及び監査等委員会では、弁護士としての専門的見地から、積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2021年12月20日に新設した、任意の指名報酬諮問委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があつたものとみなす書面決議が3回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,600

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積もりの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項ありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会計監査人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されることとなります。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、経営の健全性を維持しつつ、経営の効率化、経営環境の変化に対する柔軟な対応を図り、迅速に意思決定をすることにより企業価値を向上させることがステークホルダーとの協働につながるとしております。そのためには、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。

(内部統制システム整備の状況)

A. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

①監査等委員会から要請がある場合は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置するものとします。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かないものとします。

②監査等委員会を補助すべき使用人を置く場合、その異動、評価については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとします。

B. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

①監査等委員は、取締役会その他必要と認める重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録や稟議書等の写しを受領し、事業活動における重要な決定や職務の執行状況について取締役及び使用人に対して説明を求めることができるものとします。

②取締役及び使用人は、職務執行に関し、法令若しくは定款に違反する重大な事実または当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告を行うものとします。

③取締役及び使用人は、監査等委員から要請があった場合は、業務執行に関する事項について、速やかに監査等委員に報告を行うものとします。

④監査等委員に上記②または③の報告をしたことを理由として、取締役及び使用人に対して不利な取扱いを行わないよう、体制を整備、運用するものとします。

C. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員は、定期的に代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人と意見交換の場をもつものとします。

②監査等委員の職務執行に伴う費用について、監査等委員会と協議の上一定額の予算を設けるとともに、監査等委員が当社に対し当該費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

- D. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①コンプライアンスを経営上の基本方針と定め、取締役及び使用人は法令及び定款の遵守はもとより、企業倫理及び社会的規範の遵守に努めるものとします。
 - ②「コンプライアンス管理規程」に基づきリスク対策・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組みの検討及び審議を行うものとします。
 - ③業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門の内部統制システムの整備運用状況に係る監査を実施し、監査結果について、取締役会及び監査等委員会に適宜状況報告を行うものとします。
 - ④内部通報制度に基づく相談窓口を設け、取締役及び使用人に相談窓口の存在を周知し、コンプライアンス上の問題の早期発見及び未然防止に努めるとともに、問題が発生した場合においては、その解決と再発防止に努めるものとします。
 - ⑤市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連絡し、会社を挙げて毅然とした態度で対応するものとします。
- E. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る情報を法令及び社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理し、必要に応じてその保存及び管理状況を検証するものとします。
- F. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 「リスク管理規程」に基づきリスク対策・コンプライアンス委員会を設置し、リスクの評価及び対策を検討するものとします。
- G. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①「取締役会規程」に基づき、定期取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の検討及び決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の管理・監督等を行うものとします。
 - ②「経営会議規程」に基づき、経営会議を開催し、取締役会付議事項・代表取締役社長決裁事項の事前審議及び経営上の重要事項の審議・報告を行うものとします。
- H. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社グループにおいて、経営理念を共有するとともに、コンプライアンスの基本方針を周知徹底し、取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識の向上を図るものとします。
 - ②「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行うものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①内部統制システム全般

当社は策定された「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、当社及びグループ全体の業務の適正を確保するための体制の構築と運用を行っております。

②コンプライアンス

リスク対策・コンプライアンス委員会を開催しており、重要なコンプライアンス上の問題について認識の共有及び議論を行っております。また、法務部が中心となって、従業員に対するコンプライアンスに関する研修・啓発活動を行っております。また内部通報制度に基づく相談窓口の存在の周知を徹底して行っております。

③リスク管理

リスク対策・コンプライアンス委員会を開催しており、リスクの洗い出し・管理を行っております。

重要なリスクを一元的に管理することにより有効的かつ効率的なリスク管理体制を運用しております。

またハラスマント防止活動を組織的に推進しております。

④子会社の経営管理

「関係会社管理規程」に基づき子会社より重要事項の報告を適宜受けております。また当社の内部監査室が、子会社に対する監査を実施しております。

⑤取締役の職務執行

当期取締役会を19回開催(左記の取締役会の開催のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議3回)しており、経営の意思決定機関及び監督機関として活発な議論を行っております。

⑥監査等委員会

当期監査等委員会を13回開催しており、業務執行取締役の職務の執行を監査・監督しております。常勤の監査等委員である取締役は経営会議その他の重要会議への出席を通じて、意思決定過程や内容について監督を行っております。また、会計監査人、内部監査責任者と必要に応じて情報交換を実施することで相互の連携を図っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は当事業年度末日時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引状況や株主構成の異動状況等を常に注視してまいります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

なお、当事業年度におきましては、期末配当を1株当たり35円といたしました。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
流 動 資 產	20,605,875	(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 金	2,480,917	流 動 負 債	11,068,397
販 売 用 不 動 产	6,869,745	短 期 借 入 金	3,495,800
仕 掛 販 売 用 不 動 产	10,482,480	1 年 内 債 還 予 定 の 社 債	28,000
貯 藏 品	2,968	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	4,409,225
前 渡 金	574,148	未 払 金	2,222,272
そ の 他	198,248	未 払 法 人 税 等	386,689
貸 倒 引 当 金	△2,633	転 貸 事 業 損 失 引 当 金	10,138
固 定 資 產	1,161,327	そ の 他	516,271
有 形 固 定 資 產	600,870	固 定 負 債	5,463,079
建 物	298,685	社 債	130,000
土 地	270,766	長 期 借 入 金	5,235,664
そ の 他	31,419	転 貸 事 業 損 失 引 当 金	5,878
無 形 固 定 資 產	105,960	そ の 他	91,536
投 資 そ の 他 の 資 產	454,496	負 債 合 計	16,531,477
(純 資 產 の 部)			
投 資 有 価 証 券	14,400	株 主 資 本	5,235,725
関 係 会 社 株 式	55,000	資 本 金	539,096
出 資 金	80,380	資 本 剰 余 金	339,096
繰 延 税 金 資 產	122,691	資 本 準 備 金	339,096
そ の 他	184,125	利 益 剰 余 金	4,357,531
貸 倒 引 当 金	△2,100	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,357,531
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,357,531
資 產 合 計	21,767,202	純 資 產 合 計	5,235,725
		負 債 純 資 產 合 計	21,767,202

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		30,675,279
売 上 原 価		26,227,888
売 上 総 利 益		4,447,391
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,769,922
営 業 利 益		1,677,469
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	24	
受 取 配 当 金	2,119	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	84,222	
そ の 他	13,802	100,168
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	284,722	
そ の 他	4,985	289,707
経 常 利 益		1,487,930
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	442,350	442,350
税 引 前 当 期 純 利 益		1,930,280
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	555,104	
法 人 税 等 調 整 額	△48,591	506,513
当 期 純 利 益		1,423,767

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計 株主資本合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	516,860	316,860	316,860	3,204,493	3,204,493	4,038,214	
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	22,236	22,236	22,236			44,472	
剰 余 金 の 配 当				△270,729	△270,729	△270,729	
当 期 純 利 益				1,423,767	1,423,767	1,423,767	
当 期 変 動 額 合 計	22,236	22,236	22,236	1,153,037	1,153,037	1,197,510	
当 期 末 残 高	539,096	339,096	339,096	4,357,531	4,357,531	5,235,725	

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 芳野 博之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小川 伊智郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバル・リンク・マネジメントの2021年1月1日から2021年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことと併せて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント
監査等委員会
常勤監査等委員 賀茂淳一印
監査等委員 琴基浩印
監査等委員 中西和幸印

（注）監査等委員 賀茂淳一、琴基浩及び中西和幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社事業内容の今後の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようとするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
1～16. (条文省略) (新設)	1～16. (現行どおり) <u>17. 警備業</u>

現行定款	変更案
<p><u>17.</u> 前各号及び下記事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分等を所有することにより、当該会社等による事業活動の管理、指導、支援、支配</p> <p>宅地建物取引業、不動産及び不動産証券化商品に関する投資助言・代理業及び投資一任契約に係る業務、投資法人資産運用業及び投資信託委託業並びにそれらに付帯関連する一切の業務</p> <p><u>18.</u> 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</u></p>	<p><u>18.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、</u></p> <p><u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類</u></p> <p><u>及び連結計算書類に記載又は表示をすべ</u></p> <p><u>き事項に係る情報を、法務省令に定める</u></p> <p><u>ところに従いインターネットを利用する</u></p> <p><u>方法で開示することにより、株主に対し</u></p> <p><u>て提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p><u>19.</u> (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本条の規定は、2022年9月1から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
(新設)	

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	きむ 金 大 伸 (1974年6月2日)	<p>1997年4月 (株)商工ファンド入社</p> <p>1997年10月 (株)ティマン入社</p> <p>2003年12月 (株)ディベックス入社</p> <p>2005年3月 当社設立 当社代表取締役</p> <p>2007年11月 (株)グローバル・リンク・パートナーズ 代表取締役</p> <p>2015年10月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>2015年11月 (株)G2A 代表取締役（現任）</p> <p>2016年8月 (株)グローバル・リンク・パートナーズ 取締役 (重要な兼職の状況) (株)G2A 代表取締役</p>	1,777,100株
2	とみ なが やす まさ 富 永 康 将 (1980年4月26日)	<p>2003年4月 (株)ディベックス入社</p> <p>2005年4月 当社入社</p> <p>2005年5月 当社専務取締役</p> <p>2015年1月 当社専務取締役営業本部長</p> <p>2015年7月 (株)グローバル・リンク・パートナーズ 代表取締役</p> <p>2018年1月 当社専務取締役</p> <p>2019年1月 当社専務取締役営業本部長</p> <p>2020年1月 当社専務取締役 アセットマネジメント事業本部長</p> <p>2021年1月 当社専務取締役</p> <p>2021年3月 当社取締役（現任）</p>	321,300株

候補者番号	氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	すず 鈴木 東洋 (1976年9月24日)	1995年4月 ヤナギダ陸運(株)入社 2002年12月 (株)ディベックス入社 2005年4月 当社入社 2005年5月 当社取締役管理部長 2009年9月 (株)AMBITION 社外取締役 2015年1月 当社取締役管理本部長 2021年1月 当社取締役(現任) 2021年2月 (株)G&G Community 代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)G&G Community 代表取締役	100,200株
4	とみ 富田 直樹 (1979年12月26日)	2003年4月 (株)ディベックス入社 2005年7月 当社入社 2006年8月 当社取締役営業部長 2015年1月 当社取締役営業本部 担当副本部長 2018年1月 当社取締役営業本部長 2019年1月 当社取締役海外事業本部長 2022年1月 当社取締役(現任)	98,800株

(注) 1. 金大仲氏は当社の親会社等に該当いたします。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、取締役(監査等委員である取締役を含む。)、執行役員及び会計監査人を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年3月末に同内容で更新をする予定です。

本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。

② 保険料

保険料は全額会社負担としております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	賀茂淳一 (1953年9月12日)	<p>1976年4月 ソニー(株) (現ソニーグループ(株)) 入社</p> <p>2009年4月 ソニーモバイルディスプレイ(株) 監査役</p> <p>2012年6月 ソニーモバイルコミュニケーションズ(株) 監査役</p> <p>2012年6月 ソニービーシーエル(株) 非常勤監査役</p> <p>2013年1月 ソニーモバイルコミュニケーションズジャパン(株) 非常勤監査役</p> <p>2017年10月 (株) eNFC 監査役</p> <p>2018年1月 (株) グローバル・リンク・パートナーズ 監査役</p> <p>2018年3月 当社社外取締役 (監査等委員・常勤) (現任)</p>	—
2	こと琴 基浩 (1966年2月6日)	<p>1991年9月 KPMGピートマーウィック (現KPMG税理士法人) 入社</p> <p>1993年9月 お茶の水総合事務所 (現税理士法人お茶の水税経) 入所</p> <p>1995年6月 琴税理士事務所 所長 (現任)</p> <p>2000年12月 (株) グローバルビジネスコンサルタント 代表取締役 (現任)</p> <p>2016年4月 当社監査役</p> <p>2016年5月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>琴税理士事務所 所長</p> <p>(株) グローバルビジネスコンサルタント 代表取締役</p>	128株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	なかにし かずゆき 中 西 和 幸 (1967年6月16日)	<p>1992年4月 住友海上火災保険（株）入社</p> <p>1995年4月 田辺総合法律事務所入所（現任）</p> <p>2007年4月 第一東京弁護士会総合法律研究所 会社法研究部会部会長</p> <p>2010年5月 （株）レナウン 社外取締役</p> <p>2012年4月 国分寺市オンブズパーソン</p> <p>2012年6月 オーデリック（株） 社外監査役</p> <p>2017年6月 （株）VAZ 社外監査役</p> <p>2017年10月 金融庁企業会計審議会監査部会 臨時委員</p> <p>2018年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>田辺総合法律事務所 パートナー</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社と賀茂淳一氏、琴基浩氏及び中西和幸氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、賀茂淳一氏、琴基浩氏及び中西和幸氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
3. 賀茂淳一氏、琴基浩氏及び中西和幸氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由及び社外取締役に期待される役割の概要
- (1) 賀茂淳一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が中小企業診断士の資格を有しており、長年にわたる監査役経験に基づく豊富な知識と幅広い見解を、監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくことを期待して選任しております。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
- (2) 琴基浩氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が税理士の資格を有しており、職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識と豊富な経験を、監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくことを期待して選任しております。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年10ヶ月となります。
- (3) 中西和幸氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、これらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくこと

を期待して選任しております。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役ですが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

5. 当社は、賀茂淳一氏、琴基浩氏及び中西和幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。3氏の再任が承認された場合には、引き続き3氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会計監査人を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年3月末に同内容で更新をする予定です。

本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。

② 保険料

保険料は全額会社負担としております。

第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

2020年3月25日開催の第15回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました秦東主氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
ちん どん じゅ 秦 東 主 (1977年6月3日)	2008年9月 鈴木・伊東法律事務所（現 鈴木諭法律事務所）入所（現任）	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 秦東主氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 秦東主氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての専門的な知識と深い見識を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくことを期待しております。なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 4. 秦東主氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
 5. 当社は秦東主氏が就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出をする予定であります。
 6. 当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会計監査人を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年3月末に同内容で更新をする予定です。

本議案が承認可決され、かつ、秦東主氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏は被保険者となる予定であります。

①墳補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について墳補するものです。

②保険料

保険料は全額会社負担としております。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年5月23日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、改正会社法やコーポレートガバナンス強化の一環として、監査業務の一層の充実を図るため、年額50百万円以内に改めさせていただきたく、お願いするものであります。

本議案は、昨今の監査等委員の職責の増大を考えますと相当であると判断しております。

なお、現在の監査等委員である取締役の員数は3名であり、第3号議案が原案どおり承認可決されましても、現行どおりの3名となります。

第6号議案 退任取締役に対する弔慰金贈呈の件

2021年7月29日に逝去されました、故取締役 中山満則氏に対し、在任中の功労に報いるとともに弔意を表すため、弔慰金10百万円を贈呈いたしましたく存じます。

なお、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

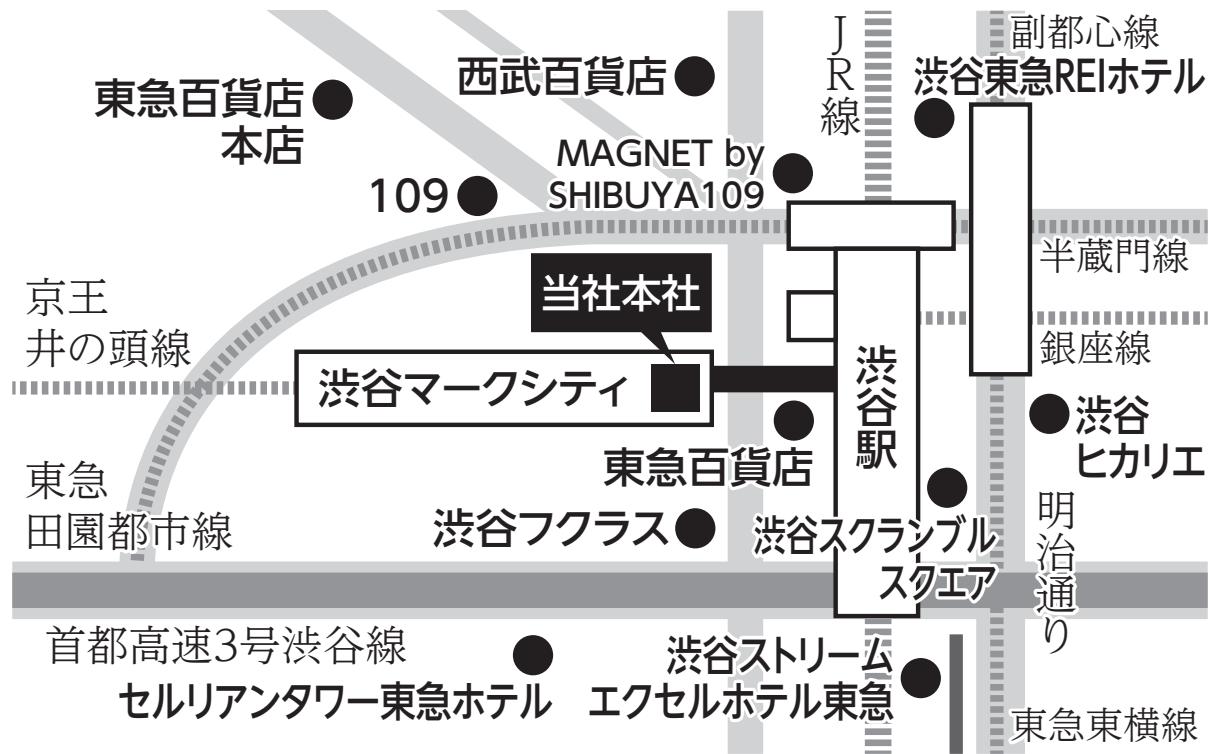
退任取締役の経歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
中山 満 則	2012年1月 当社取締役 2021年7月 逝去により退任

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
渋谷マークシティウエスト21階（当社本社）



交通のご案内

- JR（山手線・埼京線）・東京メトロ（銀座線・半蔵門線・副都心線）・東急（東横線・田園都市線）「渋谷駅」直結
- 京王井の頭線 「渋谷駅」上部

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。